

Title	DAOの法的地位と構成員の法的責任
Sub Title	Legal status of the DAO and legal liability of its members
Author	柳, 明昌 (Yanagi, Akimasa)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2022
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.132, (2022. 3) ,p.23- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20220315-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

DAOの法的地位と構成員の法的責任

柳 明 昌

- 一 はじめに
 - 1 問題の所在
 - 2 本稿の課題及びアプローチ
- 二 DAOの法的地位をめぐる議論
 - 1 (ジェネラル) パートナiership / ジョイント・ベンチャー
 - 2 ビジネス・トラスト(事業信託)
 - 3 クリプトコーポレーション(暗号技術利用型会社)
 - 4 考察のまとめ
- 三 パートナiershipの成立要件
 - 1 わが国
 - 2 米 国
- 四 責任リスクへの対処
 - 1 Wyoming DAO (WY DAO)
 - 2 COALA, The DAO Model Law
- 五 結びに代えて

一 はじめに

1 問題の所在

(1) DAOとは何か

自律分散型組織 (Decentralized Autonomous Organizations, 以下、DAOとよぶ) とは、パブリックブロックチェーン上に展開されるスマートコントラクトであり、多様な主体が中央集権的な仕組みによらずに協働することを可能にする意思決定やガバナンスのルールを包含するものである。具体的にDAOがどのようなものであるかを理解するのにThe DAOのプロジェクトが有用である。The DAOはStock.it及びその創設者によって開発・コード化され、イーサリアム・ネットワーク上のオープンソースとしての性質を有する。The DAOはブロックチェーン上の他のプロジェクトに投資し、その運用益を資金 (イーサ) を拠出したトークンホルダー (投資家) に分配すること (営利) を目的とする。Stock.itや創設者はThe DAOプロジェクトを推進したが、The DAOの資金や運営の在り方を支配するわけではなく、次のような手続が想定されていた。すなわち、コントラクターとよばれる者が開発のアイデア及び必要資金を説明する特定のスマートコントラクトをDAOに提案する。この提案はキュレーターとよばれる者の承認を受け、その後、サイトにポストイングされたすべての提案をトークンホルダー (投資家) が審査し、それらの者の多数決によりどのプロジェクトに資金を割り振るかが決定される仕組みとなっていた。最終的に投資プロジェクトの選定はトークンホルダー (投資家) の決定に委ねられるものの、創設者やキュレーターの関与がみられることから、証券規

制との関係ではThe DAOの仕組みが真に分散型と評しうるかが問題となり、構成員（投資家）の民事責任を考える上ではThe DAOの法的地位（位置づけ）が何であるかが問われることになる。

(2) トークンの法的性質をめぐる従来の議論

最近のDAOの成長には著しいものがあるが、その法的地位とともに構成員にどのような法的リスクがあるかは明確でない。DAOのさらなる普及にとって法的リスクは無視できない問題と考えられる。第一に、DAOは権利・義務の帰属主体たる法人ではなく（法人格を有しない）、さらにDAOの法的位置づけがはっきりしないため、DAOの倒産や不法行為が問題となる場合に、構成員は有限責任の利益を享受できず、個人責任を問われるかもしれない。第二に、DAOの法的性質次第で構成員がお互いに受任者義務を負うことになり、あるいは無限責任のリスクを負担することになれば、ブロックチェーン及びスマートコントラクトを用いるメリット、つまりエージェンシーコストや取引費用の削減の便益が失われることになるかもしれない。

SECは、二〇一七年に公表したThe DAO Report⁽³⁾において、いわゆるハウイテストの基準（①金銭の出資、②共同事業、③「利益の期待」、④「他者の努力に依存」の四要件）を適用して、The DAOトークンが有価証券に該当し、その発行は証券規制に服するとの立場を明らかにした。他方、わが国では、二〇一九（令和元）年の金融商品取引法（以下、金商法）の改正に先立ち、「仮想通貨交換業等に関する研究会報告書」において、ICOにおいて発行されるトークンの購入者が発行者からの事業収益等の分配等を期待する場合に、トークン表示権利は金商法上の集団投資スキーム持分（金融商品取引法（以下、金商法）二条二項五号・六号）に該当するとの見解が示され、これを受けて電子記録移転権利（金商法三条三項）の概念が設けられ、証券規制の枠組みが整備された⁽⁴⁾。その後、The DAOトークンの法的性質について、Stock.it社とその共同創業者が創設したThe DAOの発行するトークンは、根拠法を持たない集団投資

スキーム持分に近いように思われるとの見解⁽⁵⁾が示されている。

しかし、右に見たようなわが国及び米国における従来の議論は、金融規制の一環としてトークンが有価証券に該当する（証券規制が適用される）場合があることを示したにとどまり、それ以上にDAOそれ自体の法的地位やトークンの民事法的な性質（組合持分か否か）まで明らかにするものではない。また、DAOのエコシステムは複数のレイヤーからなる多層構造をとっており、その責任リスクを議論するのであれば、証券規制や一部のレイヤーの責任問題に矮小化せず、システム全体を総合的に捉える必要がある⁽⁶⁾（システム理論）。

2 本稿の課題及びアプローチ

本稿は、金融規制にとどまらず、わが国においてほとんど解明されていないDAOの法的地位をめぐる議論について分析・検討することを目的とする。もともと、本稿では複数のレイヤーからなるDAOのエコシステムを構成する者すべての民事責任を検討するのではなく、DAOの法的地位をめぐる議論の分析を通して、DAO関係者、とりわけトークンホルダー（投資家）の民事責任のリスクを明らかにしたうえで、そのリスクに対処するための海外における最近の動向を考察する。

二 DAOの法的地位をめぐる議論

1 (ジエネラル) パートナーシップ／ジョイント・ベンチャー

Uniform Partnership Act (cited as UPA) によると、二人以上の者が営利目的で事業の共同所有者となる場合にパー

トナーシップが成立する (Uniform Partnership Act §202 (a))。当事者がパートナーシップを成立させる意図を有するかどうかにかかわらず、DAOはこの要件を満たすと考えられる⁷⁾。まず、トークン(イーサ)の購入を通してDAOの構成員は多様な投資プロジェクトの投資家になり、DAOの資産を支配しそこからの収益を期待するから、営利目的で共同事業を行う意図が認められる。ただ、事業上の「損益」を共通にするだけでは十分ではなく、共同「所有」の要件を満たすために、①事業を「支配」する権限 (ability to control the enterprise) を有することが必要となる。これは事業の管理・運営上の支配権であり、The DAOの場合にはコードにルールが設定され、役員(人間)を必要とせず、メンバーが集散的に議決権を行使する形となる。トークンホルダー(投資家)にはプロジェクトの決定に関する権利、スマートコントラクトのコードを変更する権利及びキュレーターの選解任権が与えられる。②また、トークンホルダー(投資家)はパートナーシップの損益を共通にする権利を有しており、事業に共通の利害関係を有している。投資プロジェクトの総収益を共通にし、投資の失敗のリスクを引き受けることになる。③最後に、総収益を共通にする当事者はパートナーであるとして推定され、客観的にみて利益目的で事業を共同して行うことを意図しさえすれば足りる。The DAOの場合、トークンを購入するトークンホルダー(投資家)は事業の持分と議決権を有すること、さらに利害関係を共通にし、コードを管理する権限を有することを認識する。当事者は主観的にもパートナーシップを形成する意図があると考えられる。

このようにThe DAOは、UPAに基づきジェネラル・パートナーシップに該当すると考えられるが、仮に裁判所がその成立を認めないときでも、少なくともジョイント・ベンチャー (joint venture, cited as JV) が成立すると考えられる⁸⁾。JVはパートナーシップと比べて事業目的や存続期間が限定(単一の取引や事業が想定)されている点に違いがある⁹⁾が、UPAを採用するすべての州でパートナーシップとJVが区別されているわけではなく、多くの州では、両者の定義こそ異なるものの、法的な取扱いは同様であり、JVにはパートナーシップの諸原理が適用される。The

DAOの構造はおそらくパートナーシップに該当するものであり、JVに該当することは確実である。デラウェア州法の下では、次の五つの要件を満たせばJVが成立するとされる。①共通の目的実現に利害関係を共にする、②共同の支配、③事業に共通の財産的な利害関係を有する、④利益を共通にする権利を有し、⑤損失を負担する義務を負うこと⁽¹⁰⁾の五つである。The DAOはこの五つの要件を満たす。共通目的のための利益共同体がある。トークンホルダー(投資家)は事業を支配する権利(議決権)を有し、事業に財産的な利益を有し損益を共通にする。

2 ビジネス・トラスト(事業信託)

DAOについて、1. にみたパートナーシップ構成を探ると、法人格がないことに加え、パートナー(組合員)個人の無限責任⁽¹¹⁾が問題となるため、有限責任の利益を享受することができ、かつ、構成員からの財産の独立性(法人格)を認める事業主体あるいは法律構成の探求が課題となる。有限責任及び法人財産の独立性を実現するため、株式会社または合同会社(日本版LLC)を選択することが考えられる。しかし、いずれの形態もDAOという分散型事業主体(decentralized or distributed business entities, DBEs)に必ずしも適合するものではなく⁽¹²⁾、むしろ契約を基礎とし、技術の複雑性に即応することができ、柔軟性を提供できる事業主体が望ましく、企業理論(firm theory)としては「契約の束(nexus of contracts)」理論とシステム理論が適当であることが指摘される。そしてDBEsの法律構成について、「契約、複雑性、柔軟性」の三つの属性を有する事業形態として提唱されるのが、ロックフェラーであれば依拠したと考えられる「ビジネス・トラスト(business trust)」である⁽¹³⁾。

DAOのエコシステムをビジネス・トラストと構成するとき、ブロックチェーン(プロトコル)のレベル、スマートコントラクトのレベル、さらに複雑なスマートコントラクトであるDAOのレベルを区別して考えるべきであるが、ここではDAOのレベルに注目してみる。The DAOは受託者が受益証券保有者のために信託財産(≡デジタル資産)

を保持・管理するという要件を満たすと考えられる⁽¹⁴⁾。まず、DAOコードが信託契約 (trust agreement) に相当する。The DAOには (a) 受益権 (信託財産の持分) を表示するトークンと (b) 議決権行使の権限が認められるトークンの二つのレベルが存在し、ビジネス・トラストの受益権を有する「受益証券トークンホルダー」とその者から選定される受託者に与えられる「受託者トークンホルダー」に分けられる。受託者トークンホルダーが信託財産の管理・運営を指示し、そこから上がる利益を受益証券保持者に分配する。このようにThe DAOそれ自体をビジネス・トラストとみることができれば、トークンホルダー (投資家) は有限責任の利益を享受し、The DAO自体は財産の独立性を維持し、主体性を確保することができるというわけである⁽¹⁵⁾。もともと、ビジネス・トラストという法律構成に対しては、米国における法律構成として適当かもしれないが、多くの州がビジネス・トラストという概念に馴染みがないことが指摘されている⁽¹⁶⁾。

3 クリプトコーポレーション (暗号技術利用型会社)

同じくDAOの特性を踏まえると、株式会社や合同会社など既存のいずれかの事業組織にうまく適合するものではないとして、DAOコードによる事業を実現するのであれば、投資家の保護や流通市場における混乱を避けるため、特別の立法を必要とするとの見解⁽¹⁷⁾がある。まず、パートナーシップ (組合) としての性格決定については、DAOのプロジェクトに起因する損害が問題となったときに、トークンホルダー (投資家) がパートナー (組合員) として個人責任を負うことになりかねないこと、またDAOプロジェクトのさらなる成長を考えると、パートナー持分としての性格づけは流通市場での取引の障害となりうることや投資家保護との関係で問題があることが指摘され、創業者とトークンホルダー (投資家) にとって法人格のある事業組織の利用が最優先事項となる⁽¹⁸⁾。次に、LLC構成が考えられるところ、確かにLLCのガバナンスには柔軟性があり (構成員の権利・義務のあり方は大幅にLLC合意に委ねられ

る)、何よりも構成員の有限責任を実現することができる。しかし、LLC構成には次のような難点が指摘される。第一に、LLC合意では構成員の氏名及び住所を明らかにする必要があり、DAOの特徴である匿名性(pseudonymous)が失われかねない⁽¹⁹⁾。第二に、LLCにはガバナンスの柔軟性が認められるが、それは諸刃の剣になりうる。そもそもLLCの合意内容の開示は要求されておらず、投資家がトークンを取得するにあたりどのような権利・義務が存在するか調査することは困難であり、情報リスクが増大するとともに流通市場において混乱を招くかもしれない⁽²⁰⁾。また、LLC合意によって受任者義務の存在・範囲が決められるため、LLCが投資家の弱みに付け込む形で柔軟性が悪用されるかもしれない。また逆に、メンバー経営型のLLCでは、構成員(投資家)に望まない義務が課される結果となり、意図せず法的リスクを負担することになるかもしれない。LLCはDAOに最も適合するヴィークルと考えられるが、より広範に普及するようになれば、トークンホルダー(投資家)に画一的な権利・義務を付与すること(一貫性)が投資家を保護し、流通市場における混乱を回避することにつながる⁽²¹⁾。最後に、株式会社構成にも難点があることが指摘される。第一に、LLCの場合と同様、株主名簿が存在するため、プライバシー保護や匿名性の確保が難しいという問題がある⁽²²⁾。第二に、分散型で純粹に民主主義的な構造をもつDAOには株式会社⁽²³⁾の権限分配の構造はうまく適合しない。

最終的に、特別立法の内容として、①法主体性の付与(送達・管轄など)、②二重課税の回避、③有限責任の実現、④画一的内容のトークン持分(譲渡可能、持分に応じた議決権)、⑤議決権(決議要件)、⑥匿名性の維持(オンラインフォーラムの開催等によるコミュニケーション)、⑦キュレーター⁽²⁴⁾の義務(潜在的な違法行為の抑止)、⑧ブロックチェーン上の記録保存(持分の追跡可能性)、⑨証券規制の適用(投資家の保護は重要)を内容とすることを提案する。

4 考察のまとめ

DAOを実定法秩序の中にどのように位置づけるかについては、コア開発者や創設者が株式会社など既存の特定の企業形態を選択しない限り、パートナーシップ（組合）の成立が認定されることになる。しかしその場合にはパートナー（組合員）が個人的な責任を負うことから、DAOのより広範な普及には法的責任のリスクへの対応が求められる。DAO構成員の有限責任を実現するとともに、DAO財産の構成員からの独立性を実現することが課題となる（具体的な対応策について、後掲四、参照）。

三 パートナーシップの成立要件

立法者がDAOについて特別法を制定するか、当事者が既存の特定の企業形態を意識的に選択するのでない限り、DAOについてパートナーシップ（組合）の成否が問題となる。そこで、わが国及び米国におけるパートナーシップ（組合）の成立要件について改めて確認する。

1 わが国

(1) 学説

民法上の組合は、数人の者が各自出資して共同事業を営むことを約束することによってできあがる団体である（民法六七条一項）。組合の目的には非営利の事業（組合員共通の利益（共益）や公益を目的とするもの）を含むものとされ、組合員への利益配分の目的や損失分担義務は要件とされなかった。⁽⁵⁾

いかなる場合に組合の成立が認められるかについて、教科書等では、共同事業の内容に特段の制限はなく、営利・非営利を問わないことから、社会に存在する多様な人的結合のうち「組合」と認定した裁判例が挙げられるのが一般的である⁽²⁶⁾。成立要件としては、二人以上の当事者の合意に基づく各当事者の「出資」と「共同の事業を営むこと」が必要であり、事業の共同性の解釈では参加の側面が強調され、営利組合については、損失分担義務を負わない組合員がいてもよいとする一方で、利益分配にあずからない組合員がいること（いわゆる獅子組合）は許されないとされる⁽²⁷⁾。

(2) 判例

紛争解決の前提として「組合」の成立が認定された先例には次のものがある。①大判大正七・七・一〇民録二四輯一四八〇頁、②最判昭和三五・一二・九民集一四卷一三三二九四頁、③最判昭和四五・一一・一一民集二四卷一四九一八五四頁（判時六一二号一九頁）、④鹿児島地判昭和四八・六・二八判時七二〇号八六頁、⑤東京地判昭和五九・九・二八判タ五四四号一四〇頁、⑥東京地判平成九・二・二七判例タイムズ九四四号二四三頁、⑦最判平成一〇・四・一四民集五二卷三三〇八三頁（判時一六三九号一二二頁）、⑧最判平成一一・二・一三判時一六七一号七一頁、⑨函館地判平成一二・二・二四判例時報一七二三号一〇二頁である。組合の成立に関する判断として参考となるのが、④判決、⑥判決及び⑨判決⁽²⁸⁾であり、このうち最も直接的かつ具体的な判断を示すものが⑨判決である。

④ 鹿児島地判昭和四八・六・二八判時七二〇号八六頁（組合の業務執行中に生じた不法行為につき組合員全員が不真正連帯債務を負う）

建築工事請負事業者であるYらが会館建設工事を請け負うために、Yら三名の間で、(1) 建設事業を共同連帯して営むことを目的とする、(2) 企業体の名称は「わかさ建設共同体」とする、(3) 企業体の構成員はYら三名とし、

このうちの宮崎建設を企業体の代表者とし、建設工事の施工に関し、企業体を代表して対外的な折衝をする権限や企業体に属する財産を管理する権限を有する、(4) 企業体の出資割合は別に定める(会館建設工事についての出資割合は、宮崎三三・四%、笹川・陸は各三三・三%)、(5) 企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成にあたる、(6) 各構成員は建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負う、(7) 企業体は工事竣工の都度当該工事について決算を行い、利益の配分、損失の負担ともに構成員の出資の割合による等の条項を含む合意が成立。Yら三名の間に成立した合意は、民法上の組合契約であり、「わかさ建設共同企業体」は、契約に基づく民法上の組合である。

組合の業務である会館建設工事の執行権は組合員であるYらが有していたものであり、陸代表者榎本はわかさ建設共同体の工事現場の監督の職にあつたのであり、榎本の過失による不法行為である本件事故については、民法四四条類推適用によってわかさ建設が損害賠償債務を負い、組合契約の(1)及び(6)の約定によって、民法六七五条の規定にかかわらず、組合員らは不真正連帯債務を負う。

⑥ 東京地判平成九・二・二七判例タイムズ九四四号二四三頁

建設資材の販売を目的とするX社が、発注を受けた工事の施行を目的とする破産宣告を受けたA社とY社の二社からなるA・Y共同事業体(出資割合はA(代表者)・六〇%、Y・四〇%)に売り渡した建設資材の代金について、共同企業体の構成員であるYに対して売掛残代金の支払を求めた。次のような事実を認定し、Xからの建設資材の買主は共同企業体であるとした。すなわち、A・Yともに現実に工事の施行にあつた、協定書上、工事の請負契約等の履行に関して共同連帯責任を負い、出資割合により損益を処理するものとされ、Xに対する建設資材の発注は、共同企業体の作業所の所長の了解の下に、AやYの従業員が、随時、電話等により行っていたこと、Xは右作業所に目的商品と請求書を持参して納入し、その物品受領書には、納入先として「A・Y共同JV」と記載し、受領欄に本件共

同事業体の担当者が署名していたことなどである。

以上の認定及び判断から、本件共同企業体は民法上の組合の性質を有するものというべきであり（組合員の破産が脱退事由とされ、一人組合は予定されていないから（民法六七九条二号）、構成員二社からなり、一社の破産の場合に残存他社による工事完成義務と出資割合の取得を定めている本件共同企業体は、その限りにおいては組合の要素が減退していると言わざるを得ないが、全体として組合の性質を有することの妨げとはならない）、又は、本件共同企業体から発注を受け、これに対して本件代金に係る建築資材を売り渡したものと認めるのが相当である。²⁹⁾

⑨ 函館地判平成一二・二・二四判例時報一七二三号一〇二頁

共同企業体の代表者（後に和議を申請）が締結した建設工事の下請契約について、注文主は共同企業体であるとして、下請業者から代表者以外の構成員二社に対して請負残代金の支払請求がなされた事案である。

共同企業体は、基本的には民法上の組合としての性質を有するものであるところ、民法上の組合契約の成立要件は、①二人以上の構成員が、②出資をなして、③共同の事業を営むことを内容とする契約を締結することである（民法六七条一項）。当事者による合意の後の現実の運営の状況は、その合意が真実のものとしてなされたか否かを推認するための間接事実として位置付けられる。本件共同企業体は実体のないペーパー・ジョイントに過ぎず、民法上の組合を形成する合意は存在せず、本件共同企業体の形成の合意は、利益配当契約である旨の主張に対し、実質的にも民法上の組合契約の締結をしており、本件共同企業体は、民法上の組合の実体を有するものとして結成され、運営されていたものと認められる。②の「出資」の要件については、金銭、その他の物、権利、労務等が対象となる。③の「共同の事業を営むこと」の要件については、(一)構成員の全てが事業の遂行に関する権利を持つことが必要とされるのであるが、この関与の程度は、各構成員によって一様でなくてよく、構成員は、契約によって業務執行や代表権限を他の一人又は数人の構成員に委ねることができる（民法六七〇条ないし六七二条）。しかし、その場合であっても、

その構成員は、最小限、業務及び財産の状況を検査する権限を有することによって、業務の遂行に関与することができるのであり（民法六七三条）、もし、この業務執行に対する監督の権限もないことが明らかな契約であれば、組合契約たり得ないと解される。（ii）また構成員の全てが事業の成功に利害関係を有することが必要とされる。このため、営利事業を目的とする場合には、各構成員に対して利益の分配がされるべきであり、ある構成員が利益の分配を受けない旨の定めをすることは組合契約の性質に反し無効であると解される。

(3) 判例の整理

わが国において組合の成立と組合員の責任が問題となる場面としては建設工事共同企業体の事案が多く、学説上もそれを想定した議論が展開されてきた。わが国では建設工事共同企業体にジョイント・ベンチャーという用語があげられることから、JVと組合の異同についてはあまり注意が払われてこなかったものの、法的な取扱いにおいて差異はなく、厳密な区別は実際にも重要な問題とならなかったと考えられる。条文上、「共同の事業を営む」とこの関係で、メンバーが事業に関与する（少なくとも監督の権限が与えられる）ことが必要となり、また損益の分配は明示的な要件ではないが、事業の成功に利害関係を有することが求められる。現実の共同事業体の協定書では「損益配分」の定めがあるため問題とならないが、本質的な要素である利益分配とともに損失負担（割合）の定めを要するのか先例からは明らかではない。

2 米 国

(1) 学 説

まず、ジョイント・ベンチャー（JV）について。JVはパートナーシップの一形態であり、営利目的の事業と性

格づけられ、当事者が財産、金銭、労力、技能又は知識を結合する共同の企てである。パートナーシップが継続的な事業に利用されるのに対し、JVは存続期間が限定的であり、その利用目的も「単一のあるいは二、三の取引」に限定されている⁽³⁰⁾。JVの歴史は必ずしも明らかではなく、JVの概念はパートナーシップの成立要件を満たさない事業活動にパートナーシップ法上の原理・原則を適用するために発展したとされ、それゆえ両者の法的な取扱いは著しい差異を生じさせるものではない⁽³¹⁾。

JVの成立要件は、(1) 契約の存在、(2) 共通の目的、(3) 利益共同体、(4) 同一事業の支配権、及び(5) 損失及び利益への参加である (the official comment to RUPA §202)。パートナーシップの定義と類似するが、パートナーシップに関するRUPAのエンティティ(主体)としての扱いは、(e.g. §701 of RUPA)はJVには妥当せず、パートナーシップはパートナーから独立したエンティティだけでも、JVはそれを構成するパートナーから独立した存在ではないとされる⁽³²⁾。

次に、パートナーシップの成立要件は、共同所有者として営利目的で事業を遂行する二人又はそれ以上の者の結合である (UPA §202)⁽³³⁾。共同所有の要素には、「利益」及び「支配」を共有することが含まれる。このうち「利益の共有」が本質的な要素であり、それが認められればパートナーシップの一応の証拠となるが、当事者に事業支配の権限(現実に行使される必要はないが、単なる事務的な任務を処理する以上のことが求められる)が与えられないとその推定は破れることになる。書面の合意が存在するだけ、あるいは単にパートナーシップを成立させる意図があるだけでは十分でない。その認定には事実ごとの個別判断が求められ、当事者間での口頭又は書面での合意のみならず、当事者の行為や諸処の状況を鑑みたものとなる。

(2) 判例

酪農業の運営においてパートナーシップの成否が争われた事例 *Hillman v. Cannon*, 810 N. W. 2d. 25 (2011), 2011 WL 6670657 をみてみる。判旨のポイントをまとめると次の通りである。

パートナーシップの成立には (1) パートナーとして協働する意図、(2) 事業 (business)、(3) 利益の獲得 (earnings of profits)、(4) 利益、財産、及び支配を共有することについての立証が求められるが、主な争点は (1) と (4) の要件を満たすかにある。

最も重要なテストは、二当事者間で (1) 「協働する意図」にあるとされる。これは、各人が主観的にパートナーシップを形成することそれ自体を意図したかではなく、各人が営利を目的として共同で事業をする意図があるかに焦点がある。また、当事者間で何らかのパートナーシップ合意の締結を要件とするものでもない。このように自発的な当事者の行為が営利目的で共同事業を営むものであればパートナーシップを形成するものではないという明示的な意図にもかかわらず、パートナーシップは成立する (以下、「うっかりパートナーシップ」)。個別の事案において、当事者の意図を認定するにあたり、当事者の行為や取引の行われた状況が考慮される。当事者が対外的に自分たちをパートナーであると自認していたかどうか、自分たちの事業をパートナーシップとよんでいたかどうかがその要素として挙げられる。各人がそれぞれ自分の事業を営むことを対外的に明らかにしていたような場合には共同で事業を営む意図を認めることはできない。日常業務の費用を分担していたけれども、債権者に対しては独立に分割して請求するよう要求し、他人の債務について責任を負っていない場合にはそれぞれ独立した事業と認められる。

次に、(4) のうち、利益の共有について。パートナーシップの諸費用の支払を控除した残額が利益である。各パートナーのそれぞれに帰属する独立した経常費用は存在せず、超過収益をシェアすることが利益のシェアにあたる。パートナーシップの成否の判断にあたり、総収益のシェアと利益の共有を区別する。総収益のシェアは、たとえ収益

を生み出す財産を共有するとしてもそれ自身パートナーシップを成立させるものではない一方、利益をシェアする者は、特別の事情のない限り、事業上のパートナーであると推認される³⁴。事業から受け取る収益をシェアするとしても、日常の経常費用を控除することなく、各人が独立してそれぞれの費用を負担するような場合において、一方当事者が他方当事者には帰属しない多額の費用を負担するような場合には、最終損益 (bottom line “profit” or “loss”) が全く異なり、パートナーシップを成立させるものではない。

また、財産の共有 (co-ownership of property) について。当事者が日常業務を運営するにあたり、牛や一定の設備を共有し、そこからの収益をシェアするとしても、それだけでパートナーシップが成立することにはならない。本事業では、一定の財産を共有するとしても、共同事業で使用される主要な資産 (不動産や機械など) は各当事者の独立した資産に属するものであった。

さらに、共同支配 (joint control) について。共同支配や事業管理共同体はパートナーシップの存在を判定するにあたり重要な要素である。牛の餌やり、獣医による診察、共有する牛の処分などの日常業務に関するルーティンワークについてはお互いに相談していたけれども、他に事業の共同支配を裏付ける客観的な証拠 (そのようなものとして、一般的には、ライセンス保持、対外的な企業名の公示、帳簿の管理、連邦パートナーシップ課税の届出等の行為に焦点) はないとされた。事業名を使用するのではなく、各人が別々の商号で事業を営み、共有する牛も各人の氏名で登録されていた。銀行勘定も別々に使われ、別々の会計士が雇われ、帳簿の管理も各人の責任で行われた。パートナーシップの所得として申告されず、個人所得に基づく確定申告が行われた。利益シェアがあればパートナーシップであると推定が働くとされるが、そのような証拠がない場合でも、それ以外の証拠によってパートナーシップの存在が認定される場合がある。具体的には、確定申告、申立書類、事業上他の者の名称を使用することなどである。

以上の認定に基づき、当事者間にはパートナーシップは成立しなかったと結論づけた。

四 責任リスクへの対処

1 Wyoming DAO (WY DAO)

ワイオミング州は、既存のLLC法を改正して新しい種類のLLC (limited liability company, the DAO LLC) を認めた(二〇二二年七月一日施行)⁽³⁵⁾。これにより、DAOは特別な種類のLLCとして設立する(LLC形態を借用すること)が認められ⁽³⁶⁾ (S17-31-103 of WY LLC Act)、その結果、DAOに独立の法人格が与えられ、構成員は有限責任の利益を享受することができる⁽³⁷⁾。DAOは定款の定めに基づき、デフォルトとしてのメンバー運営型(member-managed)とアルゴリズム運営型(algorithmically-managed, AM型)があり、DAOの管理・運営に直接使用されるスマートコントラクトの識別子(アドレス)を開示しなければならない(S17-31-104 (b) of WY LLC Act)。このうち、AM型のDAOはスマートコントラクトが更新・修正されるものでなければならぬとされ(S17-31-105 (b) of WY LLC Act)、構成員によるコントロール(中央集権的な修正)の余地を残している。DAOの定款にはDAOである旨の定めを置かねばならず、州内には登録エージェントの設置が義務づけられる(S17-31-104 of WY LLC Act)。また、構成員の権利・義務について、定款やスマートコントラクトにおいて自由に定めることができるとされ、受任者義務を緩和することが認められる(S17-31-106 of WY LLC Act)。

しかし、このようなワイオミング州の法改正に対しては、会社法と契約法の相互関係やブロックチェーンに基づくスマートコントラクトの機能を誤解するものとともに、DAOを既存の事業主体と同一視することによって法学家や登録エージェントといった従来の仲介機能を促進し、DAOというアナキスト概念を侵食するものであるとの批判が向けられる⁽³⁸⁾。第一に、改正法は関係者の真の悩みを解決していない。LLCの資本を毀損して債権者を害す

ることとなる分配を受けた者は債権者に対して個人責任を負うかもしれないのにこれを緩和する措置を講じていない。第二に、既存のLLCを設立するよりも負担が重くなっており、“DAO LLC”の魅力は失われている。すなわち、①スマートコントラクトのアドレスが定款に明示され、州務長官の下で登記されることが要求され、セキュリティやプライバシーの問題は避けられない。②一年間活動実績がないと自動的に解散となってしまう。③ユーザーや法律家は“アルゴリズム型運営”その他の多義的で曖昧な言語の意味を解釈する負担を負わされる。④既存のLLCでは経営者運営型 (manager-managed) であるけれども、“DAO LLC”ではその形態が禁じられており、DAOの法律構成に制限がかけられている。第三に、スマートコントラクトを神話化し、その法との関係性も適切に捉えていない。まず、合意条項を執行する自動化取引としてスマートコントラクトを定義し、コードで書かれた法的な合意とみるべきとの見解に依拠している。確かに契約らしきものはあるが、法的合意に代わるものとみるべきことを意味しない。また、すべてのDAOは完全に人間によって管理され、アルゴリズムによってではない (スマートコントラクトはAIではない)。構成員がアルゴリズムを用いて決定しているのであって、ソフトウェアは完全な自律性を有しているわけではない。第四に、LLCはDAOではない。DAOは本質的にアナキストの概念であり、自律性は自動化を意味するわけではない。州務長官が解散すべきとしたから解散するわけでもなく、スマートコントラクトやブロックチェーンを使用しなくてもDAOであることを主張しうる。LLCをDAOと同一視することは、アナキストの基本思想を流用するものであり、全体の目的や文化を誤解するものである。こうした批判に基づき、本当の問題が何であり、どこに悩みがあるかを理解したうえで、既存のLLC法と契約法に依拠するアプローチを見出すべきとされる。

2 COALA, The DAO Model Law

DAOをめぐる法律関係 (DAOsやDAO利用者の位置づけ) が不明確であることから、DAO参加者に法的確実

性を提供しつつ、消費者に十分な救済を与えるためにCOALA (Coalition of Automated Legal Applications) のワーキンググループによって提案されたのがDAO Model Law⁽³⁹⁾である。DAOを法人格ある主体(新種の法人)として位置づける立法のモデルを提案するものであり、伝統的な会社法の特徴を踏まえつつDAO特有の属性に合わせる修正が施されている⁽⁴⁰⁾。

DAOを設立するにあたり、活動を審査・モニターできるパブリック・アドレス(識別子)が必要であり(Article. 4 (i) (e))、ソフトウェアや定款規定は一般人でも解読・理解できるものでなければならず、一般人がDAOと接触できるメカニズム(少なくとも一人の構成員の存在が必要であり(Article. 4 (i) (e))、またオンチェーンでは実現できないタスクを引き受ける代表者の選任が必要となる(Article. 14))を備え、紛争解決手段が明示されねばならず、(Article. 4 (e) & (f))。これらの開示及び透明性の要請にもかかわらず、モデル法は全体として規制当局が好まない「参加者注意せよ(participant beware)」のアプローチに依拠するものとされる⁽⁴¹⁾。DAOの構成員は、詐欺や裁判所の命令に違反する場合を除いて、DAOのいかなる債務についても責任を負わず(有限責任。Article. 5)、最低資本金の定めもなく、出資金や分配については定款で定める(Article. 6)。また、議決権の配分や内部組織・手続の設計は定款自治に委ねられ(Article. 8)、取締役会のような機関を設置する必要もなく、水平的かつ直接民主主義的な意思決定がデフォルトとなる(Article. 11 & 13)。さらに、自ら受任者と称する場合や定款の定めがある場合を除き、DAO開発者、構成員、参加者及び代表者は、DAOの運営に対する十分なコントロールを有しないことから、相互に又は第三者に対して受任者義務を負うことはない⁽⁴²⁾とされる(Article. 15)。このようにDAOが分散型で(少なくとも技術的には)オープンなネットワークであり、民主的な意思決定に基づく組織であることは、裏を返せば参加者自身の責任ある運営に委ねられることを意味する。

五 結びに代えて

最後に本稿のまとめと今後の課題について整理しておきたい。

The DAOのようなDAOを用いた事業が今後さらに広く普及していくとすれば、コア開発者やトークンホルダー等の関係者がどのような法的責任に直面するかの検討は避けて通れない問題である。DAOによって事業を行う場合、既存の株式会社や合同会社など特定の事業組織を選択しなければ、DAOを利用する当事者の意図にかかわらず、パートナーシップ(組合)の成立が認められる可能性が高い(いわゆる「うっかりパートナーシップ」)。そうになると、関係者がパートナー(組合員)としてパートナーシップ(組合)の債務について個人責任を負う可能性があることを覚悟しなければならぬ。

本稿では、まずDAOについてどのような場合にパートナーシップあるいは組合が成立するかについて分析し、DAOの構成員が個人責任を負う可能性があることを明らかにした。そのうえで、暗号資産業界を中心とした法的リスクに対処するための試みとしてCOALAのモデル法や暗号資産関連事業を積極的に誘致しようとする州の動きとしてWyoming DAO(特別立法)の内容を分析した。DAOをめぐる法的リスクに鑑みると、いかなる法的措置を講じるべきか——WY DAOのような立法措置を講じるべきか——についてさらに議論を詰める必要があるが、関係者の法的リスクを明確にすることがDAO関係者のみならず、消費者にとっても重要な問題となる。DAOのエコシステムをめぐる関係者の法的責任の問題は、DAOのガバナンスの問題とあわせて検討されねばならない。この点についての検討は別稿において改めて行う予定である。

- (1) The DAOプロジェクトの内容とその失敗について、The DAOトークンが証券規制の対象となるか(有価証券に該当するか)との関係で分析したことがある。拙稿「暗号資産の有価証券該当性—SECの所説を中心として」法学研究九三巻六号一頁、一二—一三頁、一七—一八頁(二〇二〇)参照。
- (2) 最近の報告によれば、上位二〇のDAOが保有する暗号資産は、二〇二一年初めの一〇億ドル(約一一〇億円)から六〇億ドル(約六六六〇億円)以上に増えていると推定されている。Mathew Panzarino(翻訳: Hirokazu Kusakabe)「国境を越えて存在、爆発的に増えるDAO(自律分散型組織)のための運用システムを構築するUtopia Labs」(二〇二一年一〇月四日)、Brian Quamby、高まるDAO熱一時約二兆円集まり年初比四〇倍規模に二〇二一年調査(Coin Telegraph 二〇二一年二月三日) <https://jp.coingeograph.com/news/dao-treasuries-surged-40x-in-2021-deepdao>。
- (3) 同レポートの内容について、拙稿・前掲注(一)一二—一三頁、一七—一八頁参照。
- (4) もっとも、電子記録移転権利は「発行者」概念を前提にした建付けとなっており、従来型の有価証券概念を前提としたうえでブロックチェーンという技術的側面に着目した規制枠組みとなっている。その意味ではパブリックブロックチェーンを想定した分散型の構造を想定したものとはなっていない。拙稿・前掲注(一)三頁、二二—二四頁、同「電子記録移転権利と情報開示」砂田太士ほか編著「企業法の改正課題」(法律文化社、二〇二二)四九八頁、五〇二頁、五〇八頁参照。
- (5) 加藤貴仁「ICO (Initial Coin Offering)に関する規制の展開」神田秀樹責任編集／資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言(二〇二一年度版)』(財経詳報社、二〇二〇)二二—四頁注四五参照。
- (6) この点の分析について、see e.g., Primavera De Filippi & Aaron Wright, BLOCKCHAIN and the LAW Part 5 (Harvard Univ. Press, 2018)。
- (7) 多くの論者がこの見解を支持する。See e.g., De Filippi & Wright, supra note 6, at 142–43; Dirk A. Zetsche, Ross P. Buckley & Douglas W. Amer, The Distributedliability of Distributedledgers: Legal Risks of Blockchain, 2018 U. Ill. Rev. 1361, 1399–1400 (2018); Laila Mejfahic, Deconstructing The DAO: the Need for Legal Recognition and the Application of Securities Laws to Decentralized Organizations, 39 Cardozo L. Rev. 1533, 1554–59 (2018); Ori Oren, ICO's, DAOs, and the SEC: A Partnership Solution, 2018 Colum. Bus. L. Rev. 617, 619, 651–58; Nathan Tse, Decentralised Autonomous Organisations and the Corporate Form, 51 Vict. U. Wellington L. Rev. 313, 346–47 (2020)。
- (8) See Mejfahic, supra note 7, at 1559–62.

- (9) See e. g., *Farm Bureau Service Co. of Hardin City v. Bavender*, 217 N. W. 2d 560, 562 (Iowa 1974).
- (10) もっとも、人的結合が時間及び労務以外に何らの損失も生じさせない性質のものである場合もあり得るため、州によっては損失は必ずしも要件とはされていない。See Noah J. Gordon, 46 *Am. Jur. 2d Joint Ventures* §16 (2021 update).
- (11) See De Filippi & Wright, *supra* note 6, at 142 & n. 49.
- (12) 株式会社D B Eに適合的でないとする理由は次の通りである。株式会社の性質論(①主体、②社団性(人的結合)、③契約の束、④政府による承認、⑤投資の集合体、⑥株主の財産、⑦複雑なシステム)。D B Eは、株式会社の特徴を有するが会社法あるいは政府の認可によって生み出されるものではなく(創設者がコンピュータコードに基礎を置く)、①④に適合しない。また、ブランドイドやICOの実例が示す通り、すべてのD B Eが自然人から構成されるわけではない。D B Eに対してなされる投資は、取締役会ではなく経営者とプロトコルに委ねられる。D B Eの経営者は基礎にあるプロトコルに反する行為を採ることは許されず、メンバーが明示的な契約締結が困難あるいは不可能な場合の欠缺を埋めるのが会社法という位置づけではない(プロトコルやスマートコントラクトがそうする)。B L Tプロトコルは株主所有者モデルの失敗を意味する。誰もいかなる主体も——ビットコインの保有者もそう考えていない、ブロックチェーンの失敗時にブロックチェーンに対する残余請求権を有するとも考えない——ブロックチェーンを所有していない。また、合同会社(LLC)形態が最も簡単でかつコストがかからないかもしれないが、開発者にとつての最大の懸念が不法行為に基づく責任追及にあるとするところのような責任リスクを減らすことには役に立たないかもしれない。See Carla L Reyes, *If Rockefeller Were a Coder*, 87 *Geo. Wash. L. Rev.* 373, 400-04 (2019).
- (13) See further Reyes, *supra* note 12, at 406-18.
- (14) See Reyes, *supra* note 12, at 414-16.
- (15) See Reyes, *supra* note 12, at 417. 同様に、スマートコントラクト自身がトークンホルダーのためにデジタル資産を保有すると見れば、スマートコントラクト自身がビジネス・トラストの受託者となり、トークンホルダー(投資家)は有限責任の利益を享受し、スマートコントラクトの財産の独立性と主体性は維持されるという。See Reyes, *ibid.*, at 414-5.
- (16) See *Crypto Law, What legal beasts are DAOs? COALA's DAO Model Law*, available at: <https://www.cryptolawone.com>.
- (17) Timothy Nielsen, *Cryptocorporations: A Proposal for Legitimizing Decentralized Autonomous Organizations*, 2019 *Utah L. Rev.* 1105 (2019).

- (18) See Nielsen, supra note 17, at 1123-25; Reyes, supra note 12, at 389-402.
- (19) See Nielsen, supra note 17, at 1117-18.
- (20) See Nielsen, supra note 17, at 1118.
- (21) See Nielsen, supra note 17, at 1118-19.
- (22) See Nielsen, supra note 17, at 1120.
- (23) もっとも、The DAOは多数派による少数派への攻撃のリスクがあることを認識し、少数派を保護できるようにキュレーター役割を組み込んでいる。純粹に民主主義的な運営に対する制約を課しており、株式会社構造により適合的な面があることは否定しない。See Nielsen, supra note 17, at 1121.
- (24) See Nielsen, supra note 17, at 1123-28.
- (25) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針Ⅴ—各種の契約（2）』（商事法務、二〇一〇）二七二頁参照。民法上、損益分配に関する規定（民法六七四条）や、残余財産分配に関する規定（民法六八八条三項）は、通常営利団体であることを考慮した推定規定であると説かれる。鈴木祿彌編『新版注釈民法（17）債権（8）』（有斐閣、一九九三）四七頁「福地俊雄」、山本豊編『新注釈民法（14）』（有斐閣、二〇一八）四五七頁「西内康人」参照。
- (26) 中田裕康『契約法（新版）』（有斐閣、二〇二二）五六一—五六二頁、内田貴『民法Ⅱ債権各論（第三版）』（東京大学出版会、二〇一一）三〇九—三一〇頁、大村敦志『新基本民法（契約編）（第二版）』（有斐閣、二〇二〇）一七四—一七五頁、潮見佳男『新契約各論Ⅱ』（信山社、二〇二二）四〇五—四〇六頁、曾野裕夫・松井和彦・丸山絵美子『リーガルクエスト 民法Ⅳ—契約』（有斐閣、二〇二二）三七八—三七九頁等参照。
- (27) この点について、鈴木編・前掲注（25）四九頁「福地」、山本編・前掲注（25）四五八—四五九頁「西内」（もっとも獅子組合について異論の余地を認める）参照。
- (28) ⑦判決の解説において、共同企業体が民法上の組合に当たるか否かが正面から問題となった事案は、⑥判決を除けば意外と少ないとの指摘がある。板倉充信「⑦判決・判批」判タ一〇〇五号（一九九九）二六五頁参照。
- ④判決・⑥判決及び⑨判決以外の裁判所の判断内容を簡単に紹介すると次の通りである。
- ①大判大正七・七・一〇—ある発起人が発起人として会社の開業準備行為のために金銭の貸借をなしたが、会社は不成立に終わり、金銭を貸し付けた者が（両人名義の差入証のある）他の発起人に対して貸金の支払を求めた事案において、「株

株式会社設立のための発起人団体は民法上の組合に外ならざるを以て其の業務執行は発起人全員の共同を以て之を為すべきものにして一人の発起人が組合の爲めとしたる行為は他の発起人の委任あるか若しくはその結果が組合の利益に帰したるに非ざる限りは他の発起人において第三者に対し其の責に任ずべきものに非ず」と判示し、他の発起人から借入れの委任もなければ設立費用に使用されたわけでもないとして、他の発起人の責任を否定した。

②最判昭和三五・一二・九―中外石炭株式会社がその設立手続中(石炭等の販売を目的とする組合を結成した)に同株式会社名義で石炭の売買取引を行った。売買の衝に實際にあつたのは四名の発起人であつたが、組合員たる七名全員に法律上の効果が生じたか(代理権限の有無)が争われた(「発起人組合」が民法上の組合であることが争われたわけではない)。判旨は、組合契約その他により業務執行組合員が定められていない場合における組合、対外的には組合員の過半数において組合を代理する権限を有するものとするのが相当であるとした。

③最判昭和四五・一一・一一××共同事業体が(水害復旧建設工事の請負及びこれに付帯する)事業を共同で営むことを目的とし、四名の構成員によつて組織された民法上の組合であることを前提としている。ある県が組合との間で締結した請負契約を解除したことによつて生じた損害の賠償を業務執行組合員が原告として求める訴えの原告適格について、慎重な留保を付しながらも、従来判決を変更して、民法上の組合の業務執行組合員に対する組合員の任意的訴訟担当を許容すべきものとした。

⑤東京地判昭和五九・九・二八―共同企業体が請け負つた建物新築工事に要する生コン類の納入代金について、共同企業体の構成員と取引のあるXが、当該構成員が倒産したため残る構成員を相手方として支払を請求した事案である。結論的には生コン類の売買契約は、共同企業体の契約ではなく、共同企業体から工事の一部を下請した(倒産した)構成員との間の契約であると認定して主張を排斥した。

本件共同企業体はいわゆる甲型共同企業体(全構成員が一体となつて合同計算により工事を施行する共同施行方式)であり、その法律上の性質は民法上の組合である。もっとも、建設工事共同企業体を結成して施主に対し工事完成の連帯責任を負い民法上組合契約を締結している各員がその事業目的達成の必要上別に第三者と単独で請負・売買等の契約を締結することを妨げられる理はなく、これはいわゆる乙型共同企業体(対象工事を分割し各構成員がそれぞれ分担工事につき自己の責任と負担において施行し、共同経費は拠出するが損益については合同計算を行わない)においては自明のことであるが、甲型共同企業体においても構成員の意思によりかかる形態・方式をとることが可能であることは明らかで

あり、……甲型企業共同体の構成員がその事業目的たる工事を施行する必要上別に単独で売買契約を締結した事案では、その代金債務は組合債務や連帯債務となるものではない。

⑦最判平成一〇・四・一四―（本稿における検討対象との関係から、Yの弁済により、Xに対して弁済額の二分の一の求償権を取得したか否かの点に限定する。（旧）和議法上の論点は考察の対象としていない。）

（事案）

XとYはいずれも建築工事の請負等を目的とする株式会社であり、昭和六一年六月三〇日、広域行政事務組合の発注する中央病院増改築工事の請負を目的として、建設工事共同企業体を結成し、Yを代表者とし、損益分配の割合を各二分の一とし、本件共同企業体の施行する工事に要する費用は右割合に応じて各自が負担する旨を合意した。同年八月七日には、本件共同企業体は前記事務組合との間で、中央病院増改築工事の一部を代金三億六四〇〇万円で購入する旨の契約を締結した。

Xは、昭和六二年二月二十七日、本件共同企業体から脱退した。XとYは、脱退前の同月二〇日過ぎころ施工中であった本件工事の請負代金の清算につき、同月二十八日時点の出来高に相当する請負代金をYが前記事務組合から受領したときにその二分の一をXに支払う旨合意した（本件合意）。本件共同企業体は、同年二月二十八日時点の本件工事の出来高部分に対応する費用として二〇〇〇万円を超える債務を下請業者等に対して負っていたところ、Yは自己の負担部分に相当する額を弁済したほか、昭和六一年一月一日から昭和六三年三月十五日までの間に九二四万円余りを弁済した。昭和六二年七月一日、Xについて和議開始決定がなされた。Xは、本件合意に基づき、Yに対して昭和六二年二月二十八日時点の本件工事の出来高に相当する請負代金の二分の一のうち未払分等の支払を求めた。これに対し、Yは、弁済による求償権を自働債権とする相殺の抗弁を主張した。

（判旨）

共同企業体は、基本的には民法上の組合の性質を有するものであり、共同企業体の債務については、共同企業体の財産がその引き当てになるとともに、各構成員がその固有の財産をもって弁済すべき債務を負うと解されるところ、共同企業体の構成員が会社である場合には、会社が共同企業体を結成してその構成員として共同企業体の事業を行う行為は、会社の営業のためにする行為（営業的商行為）にほかならず、共同企業体がその事業のために第三者に対して負担した債務につき構成員が負う債務は、構成員である会社にとって自らの商行為により負担した債務というべきものである。したがっ

て、右の場合には、共同企業体の各構成員は、共同企業体がその事業のために第三者に対して負担した債務につき、商法五一一条一項により連帯債務を負うと解するのが相当である。

本件共同企業体の構成員であるXとYは、建築工事の請負等を目的とする会社であるから、昭和六二年二月二八日時点での本件請負工事の出来高に対応する費用として本件共同企業体が下請業者等に対して負担した債務について連帯債務を負うと解されるので、その負担割合は各二分の一であるから、Yは、…:Xに対して弁済額の二分の一の求償権を取得したと認められる。

- ⑧ 最判平成一一・二・一三一X・Yが共同出資をし、その出資金でヨットを購入して各出資者がオーナー会員となって当該ヨットを利用して航海等を楽しみヨットライフを享受することを目的とするヨットクラブを結成する契約は民法上の組合契約であると認定した原判決を前提といたうえて、組合規約の定め、すなわち本件クラブからの任意の脱退は、会員の権利を譲渡する方法によってのみすることができるとの内容について、やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さないと解することは、組合員の自由を著しく制限するものであり、公の秩序に反するものとした。

- (29) 山崎悠基「本件判批」シュリー一七二号(二〇〇〇)一二五頁は、本件共同企業体を組合とも権利能力なき社団とも認めるところがべきであるわけを、判旨はいかなる事実をもつて組合性認定の根拠とするか明瞭ではないと指摘する。
- (30) See Noah J. Gordon, 46 Am. Jur. 2d Joint Ventures § 6 (2020 update).
- (31) See James D. Cox & Thomas Lee Hazen, 1 Treatise on the Law of Corporations (3d) §1:8 (Dec. 2021).
- (32) See Clawson v. General Ins. Co. of America, 90 Idaho 424, 431, 412 P. 2d 597, 601 (1966); James D. Cox & Thomas Lee Hazen, 1 Treatise on the Law of Corporations (3d) §1:8 n.12 (Dec. 2021) (パートナーの離脱の後、独立した法主体としてパートナーシップの存続を認める規定はJVには適用されなから)。
- (33) See for further explanations, James D. Cox & Thomas Lee Hazen, 1 Treatise on the Law of Corporations (3d) §1:7 (Dec. 2021).
- (34) See e. g. Chariton Feed & Grain, Inc. v. Harder, 369 N. W. 2d 777, 787 (Iowa 1985).
- (35) See “Wyoming Decentralized Autonomous Organization Supplement,” codified at W. S. 17-31-101 through 17-31-115, available at: <https://www.wyooleg.gov/Legislation/2021/SF0038>.
- (36) 二〇二一年七月四日、American CryptoFed DAOが第一号案件としてワイオミング州において法人登記されたが、SEC

- はその後の資金調達に待ったをかけた。有価証券登録届出書に重要事実の欠缺・誤解を生じさせる説明 (security-token とはなへ utility token と記載) がその理由の 1 つとされる。See SEC (Press Release), Registration of Two Digital Tokens Halted, available at: <https://www.sec.gov/news/press-release/2021-231>.
- (37) もっとも、すでに既存の LLC を利用した多くの DAO が設立され、成功を収めてくる点の指摘とこぼれ。See Gabriel Shapiro, WYOMING'S LEGAL DAO-SASTER, available at: <https://exnode.substack.com/p/wyomings-legal-dao-saster> (April 10, 2021). 「」の点はある特別な立法がその意義を疑わしめることである。
- (38) See Shapiro, supra note 37 (Problem #1 to #4).
- (39) See COALITION OF AUTOMATED LEGAL APPLICATIONS, MODEL LAW FOR DECENTRALIZED AUTONOMOUS ORGANIZATIONS (DAOS), available at: <https://www.lextechinstitute.ch/wp-content/uploads/2021/06/DAO-Model-Law.pdf>.
- (40) See Crypto Law, What legal beasts are DAOs? COALA's DAO Model Law, available at: <https://www.cryptolaw.one>.
- (41) See Crypto Law, supra note 40.

(やなぎ・あきまち 慶應義塾大学法学部教授)